

## 橿原市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和2年2月26日

橿原市監査委員	北川	洋
橿原市監査委員	山口	宣恭
橿原市監査委員	廣井	一隆

### 財政援助団体等監査の結果報告について

#### 第1 監査の対象

一般社団法人橿原市観光協会

(平成30年度財政的援助(補助金)に係る出納その他の事務の執行)

#### 第2 団体の概要

一般社団法人橿原市観光協会(以下「本協会」という。)は、昭和32年6月に任意団体として発足し、平成17年4月に社団法人格を取得、平成25年4月には新公益法人制度に基づき、一般社団法人に法人移行した団体である。

本協会は、橿原市及びその周辺地域の歴史的、文化的、社会的、経済的な特性を活かし、観光振興に関する事業を行うことにより、橿原市及びその周辺地域の経済の活性化を図り、市民の生活、文化及び経済の向上発展に寄与し、社会に貢献することを目的に活動を行っている。

本協会の実施事業は、次に掲げるとおりであり、平成30年度の本協会事務局の体制は、市派遣職員6人、専任職員3人並びに嘱託職員及び臨時職員14人の計23人である。

- (1) 内外観光客の誘致促進事業
- (2) 観光物産、観光文化の振興事業
- (3) 観光振興のためのイベント等の開催事業
- (4) 観光事業に関する調査研究事業
- (5) 観光案内並びに接遇の向上事業
- (6) 施設の受託運営事業
- (7) 観光関係機関、団体との連携に関する事業

- (8) 姉妹都市宮崎市との交流事業
- (9) 自家用自動車貸渡事業
- (10) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

### 第3 檀原市からの財政的援助

檀原市は、平成30年度に、檀原市観光協会運営補助金35,526,000円並びに檀原市観光事業（檀原市観光親善大使「さらら姫」の大会運営及び派遣事業、檀原市観光ボランティアガイド事業、観光交流センター物販事業、レンタサイクル事業、着地型パンフレット作成事業、発地型パンフレット作成事業、観光宣伝画像収集事業）補助金9,466,614円及び超小型モビリティ運行事業補助金8,333,221円を本協会に交付している。

### 第4 監査の期間

令和2年1月10日から同年2月26日まで

### 第5 監査の方法

前記第3の補助金に係る出納その他の事務の執行について、本協会並びに市所管課である観光政策課及び生活交通課から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から事情聴取するとともに、関係諸帳簿等について調査又は確認を行うことにより、監査を実施した。

### 第6 監査の結果

監査を実施した範囲において、平成30年度財政的援助（補助金）に係る出納その他の事務の執行については、指摘事項として挙げるものはなく、関係例規等に基づき、おおむね適正に執行されているものと認められた。